



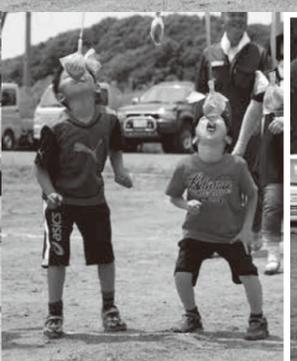
6/5 大津小学校・地域合同大運動会



5/28 豊頃中学校体育祭



6/12 豊頃小学校運動会



がんばれ!  
**体育祭**  
**走。運動会**  
ファイト!



6/19十笏地域住民運動会

## 国民年金からのお知らせ

### あなたも年金を増やしませんか？

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で780,100円です。

老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。

これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が安くなるというメリットもあります。

#### 1 付加年金 ~ちょっと増やせる~

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に、200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

この様に、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば、付加保険料を10年間(120月)納付したとします。

【納めた総額】400円×120月=48,000円

【1年間に支給される額】200円×120月=24,000円

#### 3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ~追納で増やせる~

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること(追納)により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所へ申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、お渡しする納付書でお支払いしていただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成28年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。

#### 2 国民年金基金 ~選んで増やせる~

第1号被保険者の方は、サラリーマンや公務員(第2号被保険者)と違い、国民年金にしか加入していませんので、国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンと比べると、老後に受けられる年金額にも大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が加入できる国民年金に上乗せできる年金としてきたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すれば、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の「二階建て」のしくみとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。

国民年金基金に加入できる方は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者および日本国内に居住している60歳以上65歳未満の方で国民年金の任意加入被保険者の方々です。国民年金基金の年金(給付)の型には、年金額や受け取り期間、遺族一時金の有無、受け取り開始年齢の違う7種類の年金があります。それぞれの特徴を活かして自分にあった年金プランを作ることができます。

加入の仕方や掛け金については、北海道国民年金基金(フリーダイヤル ☎0120(65)4192)に直接お問い合わせください。

※国民年金基金は、農業者年金加入者の方は加入できません。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成28年度に追納する場合の月額

年度	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成18年度	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成25年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

申込み・問合せ先

付加年金・追納 → 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155(25)8113  
国民年金基金 → 北海道国民年金基金 ☎0120(65)4192

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213



▼はるにれは見えていた

▼国民年金からのお知らせ

役場だより